## とみしん住宅ローン エクセレント (一般社団法人しんきん保証基金保証付)

	(2024年9月2日現在)		
商 品 名	とみしん住宅ローン エクセレント(一般社団法人しんきん)	<b>呆証基金保証付</b> )	
商品の特性	一戸建・マンション購入、新築、土地購入、増改築・リフォーム、他行借換等、広範囲な使途に対応した商品です。		
日 日 の 付 注	※保証会社の保証基準(年収倍率・返済比率等)により、融資限度額や保証料が異なります。		
	・申込時年齢が満20歳以上満70歳未満で、完済時の年齢が満80歳以下の方。		
ご利用いただける方	・前年の年収が100万円以上で安定継続した収入のある方。		
	・年金受給者の方は、公的年金を受給中の方。		
	・会社員・公務員の方は1年以上の勤続年数、法人役員・自営業者の方は3年以上の営業年数がある方。		
	・団体信用生命保険に加入できる方。		
	・勤務地・居住地または担保となる物件が富山県内にある方。		
	・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者で、信用上問題なく反社会的勢力に該当しない方。		
	・一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方。		
お使いみち	・一戸建(新築・中古)購入、マンション(新築・中古)購入資金。		
	・一戸建の新築・増改築・リフォーム資金。		
	・土地のみの購入資金(隣地・底地・家族のための購入)。		
	・当金庫以外の金融機関の住宅ローン等の借換資金(返済実績が1年あり、かつ直近1年間に遅延のない方が対		
	象となります)。		
ご融資限度額	50万円以上 1億円以内 (1万円単位)但し、各々の商品プランの基準とします。		
ご利用期間	1年以上50年以内		
	固定金利選択型		
	金利設定 当初固定金利期間(2年・3年・5年・10年)は、以下の特別金利となります。		
ご融資利率	の選択 2年間(年0.60%)・3年間(年0.70%)・5年間(年1.10%)・10年間(年1.20%)		
	※金利はお申込み時・ご融資実行時のいずれか低い方でご利用いただけます。		
	固定金利特約期間終了後は、当金庫所定の「変動金利型」と「固定金利選択型」のいずれかを選択していただき		
	ます。再度、固定金利特約型(2年・3年・5年・10年)を選択していただいた場合の融資利率は、その時点の当		
	金庫所定の住宅ローン基準金利からお取引項目による金利引き下げ幅を差し引	いた利率となります。	
	金利引き下げ要件	引き下げ利率	
	① 当金庫で給与振込をご利用の方	▲0.20%	
	② カードローン 極度額30万円以上ご契約の方		
	③ 定期預金 50万円以上かつ1年以上ご契約の方		
当初特約期間終了後の取り扱いについて	④ 定期積金 毎月掛込金額1万円以上かつ1年以上ご契約の方		
	⑤ 公共料金 2項目以上ご契約の方		
	(電気料・電話料《携帯含む》・水道料・ガス料金・NHK受信料)		
	⑥ しんきんVISAカードまたはしんきんJCBカードご契約の方	▲0.10%~	
	⑦ 個人インターネットバンキングご契約の方	▲0.20%	
	8 扶養対象18歳以下のお子様が2名以上いらっしゃる方、または児童手当		
	を当金庫に振込指定の方		
	※上記項目②~⑧の内、6項目で▲0.20%		
	※上記項目②~⑧の内、3項目で▲0.10%		
	但し、最大引き下げ幅は▲0.30%		
	※お取引条件につきましては、固定金利特約期間終了時までの加入を条件といたします。		
ご返済方法	・毎月元利均等もしくは元金均等の分割返済。		
	・ご融資金額の50%を上限とし、半年毎の増額返済の併用もできます。		
団体信用生命保険	・所定の団体信用生命保険にご加入いただきます。(保険料は金利に含まれています。)		
	・「SBI生命保険株式会社団体信用保険制度」、「信用金庫団体信用生命保険制度」から選択いただけます。		
	・「SBI生命保険株式会社団体信用保険制度」は、ワイド団信(引受基準緩和タイプ)をご利用の場合、金利が年0.40%		
	上乗せとなります。		
	上乗せとなります。		
<u>                                     </u>	1		

融 (1)- 1 - 1



	一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は必要ありません。		
	但し、所得合算や申込人以外の担保提供者がある場合、その他の場合、徴求することもあります。		
保証人・担保	尚、お使いみちに事業性資金(店舗併用住宅・太陽光発電等)を含む場合はご相談させていただきます。		
<b>  休証人・担休</b>	その他、不動産を担保として差し入れていただくこととなります。また、担保に差し入れていただいた不動産にかけ		
	られた火災保険には質権を設定させていただく場合があります。火災保険の期間はローン返済期間以上とし、保		
	険金額は建物の時価としていただきます。		
	保証会社 …一般社団法人 しんきん保証基金		
保証会社・保証料	保証料 ··· ご融資金額により保証料は異なります。ご融資時に一括でお払いいただきます。		
	【ご融資金額100万円あたり、35年保証、元利均等返済の場合の保証料】		
	プランA プランB プランC プランD プランE		
	10.800円 18.900円 23.200円 37.800円 46.400円		
	10,000[1] 10,000[1] 20,200[1] 07,000[1] 10,100[1]		
	·融資額×0.5%×110%		
取 扱 手 数 料	・その他、繰上償還等の手数料については、別紙「融資に関する手数料一覧表」をご覧ください。		
	※通常ご提出していただくもの		
	①二本人確認資料		
	・運転免許証。 但し、お申込人が運転免許を取得していない場合は健康保険証。		
	②所得証明書		
	・会社員・公務員の方は前年の源泉徴収票。公的機関発行の所得証明書1年分(住民税決定通知書等)。		
	・法人役員の方は過去3年分の源泉徴収票。公的機関発行の所得証明書3年分(住民税決定通知書等)。		
	・法人仅真の力は週去3年分の源泉徴収票。公的機関発行の所得証明書3年分(住民税決定通知書寺)。 税務署に提出してある法人決算書。		
	祝物者に採出してのる法人送算者。  ・自営業者は過去3年分の税務署に提出してある確定申告書と青色申告決算書、納税証明書その1・その2。		
	・年金受給者の方は年金振込、年金額改定、年金裁定のいずれかの通知書。		
	民票抄本(ご融資申込日時点で発行後3ヶ月を経過していない申込人ご本人のもの。また、連帯保証人ま		
	たは連帯債務者が付く場合は、その方の抄本も必要。)		
	④印鑑証明書(ご融資申込日時点で発行後3ヶ月を経過していない申込人ご本人のもの。また、連帯保証人ま		
	たは連帯債務者が付く場合は、その方の証明書も必要。)		
	※物件関係でご提出していただくもの		
ご提出していただくもの			
	土地の全部事項証明書(登記簿謄本)、土地の公図、地積測量図または実測図、土地の固定資産税評価証明書、建物の全部事項証明書(登記簿謄本)、建築確認通知書、建物図面と各階平面図、重要事項説明書、間取図(またはパンフレット等)。 ※他行肩代わり資金でご提出していただくもの ・前項、通常ご提出していただくものの他に返済予定表、返済用預金口座通帳で直近1年間のご返済状況が確認できるもの。		
	※その他要件でご提出していただくもの ①同一敷地内に複数の建物がある場合(全ての建物の全部事項証明書(登記簿謄本)) ②土地が仮換地の場合(仮換地証明書、地番該当証明書、仮換地地図の各1通)		
	③競売物件競落の場合(物件目録、評価書、他、当金庫所定の書類) ④借地上の建物の場合(土地賃貸借契約書、ご融資申込日時点で発行後3ヶ月を経過していない地主様の印		
	鑑証明書。他、当金庫にてご準備する借地に関する確認書。)		
	※対象物件は借地借家法上の借地権(建物所有を目的とする土地賃借権または地上権)を敷地の使用権原と		
	する一戸建てに適用され、いわゆる定期借地権に基づくものは対象外。		
	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」		
	(9時 ~ 17時、電話:0120-964-522)にお申し出ください。		
	紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会紛争解決センター		
	(電話:076-221-0242)、福井弁護士会紛争解決センター(電話:0776-23-5255)、		
	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、		
	第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です		
苦情処理措置	ので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記「ご意見・ご要望受付窓口」または		
紛争解決措置	全国しんきん相談所 (9時 ~ 17時、電話: 03-3517-5825)にお申し出ください。		
	また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。		
	なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には		
	①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム		
	(の各でよの) グピスに使利な地域の弁護工会において、米ボの弁護工会と) グビ会議グステム 等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、		
	解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望受付窓口」		
	解決する方法(移官調停)ものります。詳しいは、前に升護工会、ヨ並庫(こ思見・こ安全文刊 お口) もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。		
	しては至国しんさん相談所にお問い合わせください。		



そ の 他

- ・お申込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、 あらかじめご了承ください。
- ・現在のご融資利率やご返済の試算、ご用意いただく書類、その他の条件につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。

融 (1)- 1 - 3

